

押さえておきたい 共済年金と厚生年金の 一元化のポイント

安田洋子

安田労務管理事務所 特定社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー(CFP) F P 技能士1級

平成27年10月より共済年金と厚生年金が一元化される。本特別企画では、改正の概要と変更点を押さえたうえで、お客様へのアドバイスポイントを解説する。



一元化前の共済組合等には国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済の三つがあり、また民間企業に勤務する者は厚生年金制度に加入し、それぞれの法律により給付を行うこととなっていた。

このように年金制度が分立している状態では、産業構造の変化などにより現役の被保険者(組合員、加入員)が減少した場合、制度の運営が不安定になったり、制度間に給付や負担の不公平が生じたりするなどの問題が生じてきた。

そこで、被用者年金制度の安定性、公平性を確保して公的年金に対する国民の信頼を高めるため、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の年金給付を受けるという趣旨のもと、厚生年金に共済組合等の組合員、加入員も加入することとなった。これが、平成27年10月より実施される被用者年金制度の一元化である。

1. 一元化による 主な変更点

ここからは、一元化による変更点とポイントを見ていく。

・ 第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合の組合員

・ 第4号厚生年金被保険者：私立学校教職員共済組合制度の加入員

・ 第1号厚生年金被保険者：厚生年金の被保険者
・ 第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員

・ 一元化後の共済組合の組合員等は厚生年金保険の被保険者となり、種別は次のようになる。
・ 第1号厚生年金被保険者：厚生年金の被保険者
・ 第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員

・ 一元化後の共済組合の組合員等は厚生年金保険の被保険者となり、種別は次のようになる。

・ 第1号厚生年金被保険者：厚生年金の被保険者
・ 第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合の組合員

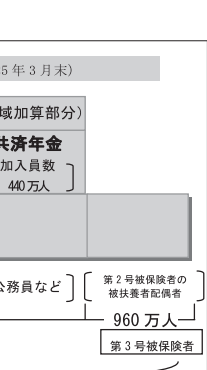
一元化後は厚生年金の 在職老齢年金制度が適用に ③在職老齢年金の支給停止の仕組 み

一元化前は、退職共済年金受給者が共済組合の組合員となった場合

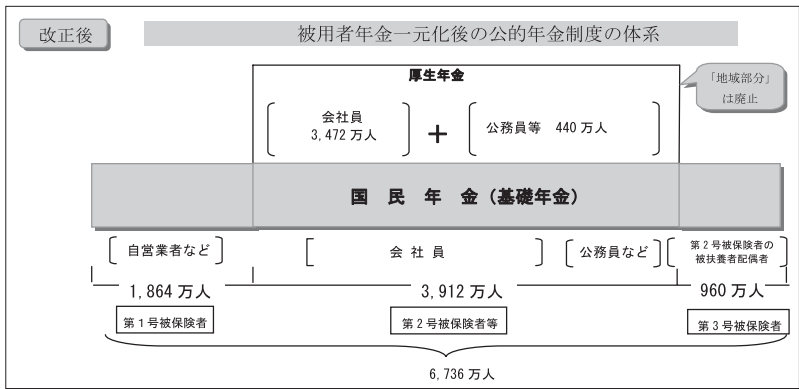
合、年齢にかかわらず(基準給与月額相当額+基本月額)が28万円を超えると年金が全部または一部支給停止となった。職域加算部分は共済組合の組合員である間は支給停止となった。

一方、厚生年金の被保険者となった場合は、年齢に関係なく(基本収入月額相当額+基本月額)が47万円を超えると年金が全部または一部支給停止となった。支給停止の対象は厚生年金相当部分で、職域加算部分は支給されていた。

現在在職中の障害共済年金受給権者は年金が支給停止となっていないが、今後は障害厚生年金と同様に在職中の支給停止はなくなる。



平成27年10月から



参照：厚生労働省HP

一元化後は、共済年金と厚生年金が統合されるため、年金制度に加入して働く場合は厚生年金の被保険者として働くことになり、今までの厚生年金の在職老齢年金の仕組みが適用される。一元化後は、共済年金と厚生年金が統合されるため、年金制度に加入して働く場合は厚生年金の被保険者として働くことになり、今までの厚生年金の在職老齢年金の仕組みが適用される。

④ 障害給付
一元化前は障害共済年金に保険料納付要件はなかったが、一元化後は障害厚生年金同様、保険料納付要件が設けられる。

⑤ 遺族年金
一元化前の遺族共済年金を受給できる遺族の範囲は、配偶者、子、孫、父母、祖父母で、妻に年齢制限がないのは厚生年金と同様だが、夫、父母、祖父母にも年齢制限がなかった(ただし、60歳までは支給停止。遺族基礎年金が支給される場合には支給)。

一元化後は厚生年金同様、夫、父母、祖父母は被保険者の死亡当時55歳以上、60歳まで支給停止(ただし遺族基礎年金が支給される場合には支給)になる。子、孫については18歳に達する日以後、最初の3月31日を迎えるまでの配